

重要事項説明書

(居宅介護支援事業所)

医療法人 やすらぎ会
指定居宅介護支援事業所「すずき」

居宅介護支援重要事項説明書

令和 年 月 日現在

1 事業所の概要

事業所名	指定居宅介護支援事業所「すずき」
事業所所在地	今治市別宮町二丁目1番地5
事業主（法人）名	医療法人 やすらぎ会
事業主（法人）住所	今治市別宮町二丁目1番地5
事業者指定番号	3870200379
管理者氏名 連絡先	多田 美穂 0898-36-1112
サービス提供地域	今治市（島嶼部・菊間町を除く。）
営業時間	月曜日～土曜日 午前9時～午後5時 （ただし、祝日、1/1～1/3を除く。）
緊急連絡先	090-7628-9323（24時間対応体制） 携帯電話を輪番制で所持し、速やかに管理者、他の介護支援専門員と連絡が取れる体制となっております。

2 事業所の職員体制

	人数	勤務形態	業務内容
管理者	1名	常勤(兼務)	事業所の管理、運営
介護支援専門員	3名以上	常勤(専従)	居宅介護支援業務

3 サービス内容

(1) 居宅訪問

介護サービス計画作成にあたり、利用者のおかれている環境の評価や現に抱えている問題を把握するため、居宅訪問による面接調査を行うとともに、当該計画作成後においても、介護サービス計画の実施状況等を把握し、サービス計画の変更など利用者等が求めるサービスが適切に提供されるように居宅訪問を少なくとも月に1回は行います。

(2) 介護サービス計画の作成

自宅において日常生活を営むために必要なサービスを利用できるよう、心身の状況等を勘案して、利用するサービスの種類および内容、担当する者等を定

めた居宅サービス計画を作成します。また、提供されるサービスが特定の種類、特定のサービス事業者に不当に偏することのないよう、公平中立に複数の事業者を紹介します。居宅サービス計画書に位置付けた事業者の選定理由の説明を求められた場合には十分な説明を行います。

(3) 事業所間の連絡調整

当該計画に基づいてサービス提供が確保されるよう、サービス事業者等との連絡調整を行います。

病院等に入院する必要がある場合には、病院等へ担当する介護支援専門員の氏名および連絡先を伝えてください。(介護支援専門員の名刺を介護保険証や医療保険証、お薬手帳と合わせて保管してください。)

(4) 当事業所のケアプランに位置付けた訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

4 相談業務

電話・訪問・来所等を通して利用者からの相談に適切に対応します。

5 申請代行

介護認定の申請やその他介護保険サービスを利用するにあたり必要な申請手続きの代行を行います。

6 給付事務

国民健康保険団体連合会に提出する介護保険の給付管理を行います。

7 利用料金

利用料は介護保険で全額給付され、自己負担はありません。

ただし、以下の場合は料金が必要となります。

- ① 介護保険料の滞納により、法定代理受領ができなくなった場合、1月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日お住まいの市区町村の窓口提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

(居宅介護支援利用料)

基本料金

要介護1・2 10,860円 要介護3・4・5 14,110円

加算料金・・・各々について要件を満たした場合に算定されます。

初回加算 3,000円

入院時情報連携加算(I) 2,500円

入院時情報連携加算（Ⅱ）	2, 000円
退院・退所加算（Ⅰ）イ	4, 500円
退院・退所加算（Ⅰ）ロ	6, 000円
退院・退所加算（Ⅱ）イ	6, 000円
退院・退所加算（Ⅱ）ロ	7, 500円
退院・退所加算（Ⅲ）	9, 000円
特定事業所加算（Ⅱ）＊	4, 210円
通院時情報連携加算	500円
緊急時等居宅カンファレンス加算	2, 000円

＊当事業所は、特定事業所加算（Ⅱ）を算定しております。（4, 210円）

特定事業所加算（Ⅱ）・・・以下の要件を満たした場合に算定できる加算です。

1. 常勤の主任介護支援専門員を配置している。
2. 常勤の介護支援専門員を3名以上配置している。
3. 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的で開催している。
4. 24時間常時連絡できる体制を整備している。
5. 計画的に研修を実施している。
6. 地域包括支援センターからの支援困難ケースが紹介された場合に、当該ケースを受託する体制を整備している。
7. 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修会等に参加している。
8. 特定事業所集中減算の適用を受けていない。
9. 1人当たりの担当者数が45名未満である。
10. 介護支援専門員実務研修における協力体制を確保している。
11. 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会を実施している。
12. 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービス含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成している。
 - ② 介護支援専門員が、通常サービス地域を越える地域に訪問・出張する必要がある場合は、その交通費（実費）の支払が必要となります。
 - ◎ 自動車を利用する場合

事業所より10km以上20km未満	700円
20km以上	1, 000円
 - ◎ 公共交通機関を利用する場合

その運賃額
 - ③ 解約料はかかりません。

8 相談窓口・苦情対応について

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

責任者 鈴木 孝
担当者 多田 美穂
電話番号 0898-36-1112
対応時間 前1項の営業時間内

公的機関への苦情のお申し出は、次の窓口です。

担当部署 今治市役所 介護保険課
電話番号 0898-36-1526
担当部署 愛媛県国民健康保険団体連合会
電話番号 089-968-8700

9 サービス提供における事故発生時の対応

- (1) サービス提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 利用者に対し当事業所のサービス提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償いたします。ただし、事業者の責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りではありません。

10 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 多田 美穂
-------------	-----------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

11 第三者評価の実施について

第三者評価は実施しておりません。

12 守秘義務について

当事業所の職員は、当事業に関して業務上知り得た秘密を漏らすことはありません。

また、当事業所の職員でなくなった後においても、当事業に関して業務上知り得た秘密を漏らすことはありません。

1.3 衛生管理等

事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症の予防およびまん延防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催する。
- (2) 事業所における感染症の予防およびまん延防止のための指針を整備する。
事業所において、職員に対し、感染症の予防およびまん延防止のための研修および訓練を定期的実施する。

1.4 身体拘束について

事業所は、サービス提供にあたっては、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行いません。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録します。

1.5 ハラスメントについて

事業所は、適切なサービス提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、職員の就業環境を害されることを防止するための方針の、明確化等の必要な措置を講じます。

1.6 業務継続計画の策定等

事業所は感染症や非常災害の発生時において、サービス提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 職員に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (2) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。